

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

棚倉町長 宮川 政夫

市町村名 (市町村コード)	棚倉町 (07481)
地域名 (地域内農業集落名)	社川 (上台、板橋、玉野、一色、福井、堤、逆川、小菅生、天王内、金沢内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 農業者の多くが60歳以上であり、高齢化・担い手不足が進んでいる状況にある。
- 圃場整備により農地の集団化(30a程度)が図られた、町内でも数少ない優良農地がある地域である。
- 個人の農地所有面積が比較的大きい地域であり、認定農業者が多く農業法人も参入している。
- 耕作放棄地も少ない地域であるが、農業者の高齢化や担い手不足に伴い、遊休農地の発生も懸念されている。

【地域の基礎的データ】

農業経営体数:188経営体うち60歳未満46経営体(2020年農林業センサス)

遊休農地面積:56.4ha(令和5年農地の利用状況調査)

主要作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者や農業法人、多様な農業者により農地を維持管理していく。また、効率化・省力化を図っていくため、新たな圃場整備等により、スマート農業や機械の大型化の推進を検討していく。
新規認定農業者の育成・確保を進めながら、農業機械の共同化や作業受託ができる体制を検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	669.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	520.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
遊休農地になる可能性が発生した場合、また発生した場合は、認定農業者や担い手となる農業者の意向確認をしながら、近隣の農業者がその農地を担っていけるよう調整していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の認知度が低いため、農業者へ周知を行う。 現在、利用権設定がされている農地は、更新の際は農地中間管理機構の活用に誘導していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業の導入には必要不可欠であることから、農業者や農地所有者の意向を確認しながら、効率的に取り組めるよう事業検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者を核として、地域内の多様な農業者や新規農業者の受け入れ等、積極的に担い手確保を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率的な作業や労働力の軽減を図るために農作業委託の取組を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害が見られることから、目撃情報の共有を行うとともに、電気柵を設置する。
- ③農作業の効率化を図るため、ドローン防除などスマート農業を推進する。
- ⑦日本型直接支払制度の共同活動による保全・管理等を行う。